

## 三重とこわか国体亀山市競技別リハーサル大会宿泊要項

### 1 目的

この要項は、三重とこわか国体亀山市宿泊基本計画に基づき、三重とこわか国体亀山市競技別リハーサル大会（以下「大会」という。）に参加する選手・監督、役員および視察員等（以下「大会参加者」という。）の宿泊について、必要な事項を定める。

### 2 業務の実施

三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市実行委員会（以下「実行委員会」という。）は関係機関および関係団体と十分な調整を行い、大会参加者の宿泊業務にあたるものとする。

### 3 宿舎

(1) 大会参加者の宿舎は、原則として市内の旅館（旅館業法の許可を受けて営業を行う旅館、ホテルおよび簡易宿舎をいう。）とし、風紀上、衛生上および安全対策上支障があると認められる宿舎は使用しないものとする。

(2) 1人の宿泊に要する広さは、おおむね2畳以上または1ベッドとする。

### 4 配宿

(1) 選手・監督の宿舎は、都道府県（またはチーム）別および男女別等を考慮して配宿するものとする。

(2) 選手・監督の宿舎は、原則として他の大会参加者とは別とする。

### 5 宿泊料金

宿泊料金は、旅館ごとに料金設定を行うものとする。

### 6 食事

(1) 宿舎において提供する食事は、選手に考慮し、栄養面に優れた献立とする。

(2) 昼食弁当については、別に定める弁当調達要項に基づき、斡旋、支給を行うものとする。

### 7 宿泊料金の精算

宿泊料金の精算は、宿泊責任者または本人が実行委員会の指定する方法で精算するものとする。

### 8 その他

(1) 大会参加者が、実行委員会に対して宿泊および弁当の斡旋を希望しない場合は、この要項は適用しない。

(2) この要項に定めるもののほか、宿泊業務の実施に関して必要な事項は別に定める。